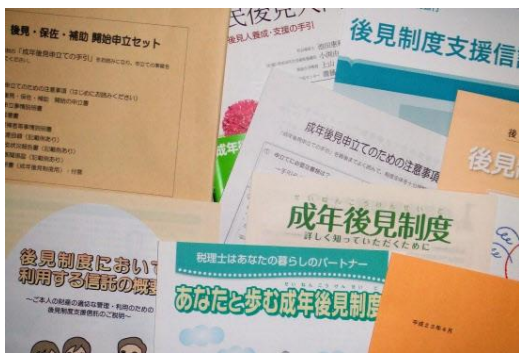


大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2993号 2016.4.30 発行

### 成年後見制度、普及へ改革急務



代理人である成年後見人らが本人の財産管理や施設への入所契約などをして生活支援する制度。利用するには家族らが家庭裁判所に申し立て、家裁が可否を決める。本人の判断能力に応じ「後見」「保佐」「補助」の3種類がある。

最も深刻で判断能力がほとんどない場合（後見）に選ばれる代理人を「成年後見人」といいます。その権限は極めて重く、預金の引き出しや年金の受領など、財産全般の管理ができます。

後見人には重い責任があるだけに誰がなるかが重要です。親族が候補者となって申し立てることもできますが、家裁に認められるとは限りません。弁護士の北野俊光さんによると、「親族でも本人との関係が円満でないと家裁は専門職を後見人に指定する傾向がある」そうです。

#### ■専門職の不正相次ぐ

成年後見制度で、後見人を務めた弁護士や司法書士ら「専門職」による財産の着服といった不正が、昨年1年間に37件（被害総額約1億1千万円）確認され、件数としては過去最悪だったことが14日までに、最高裁の調査で分かった。

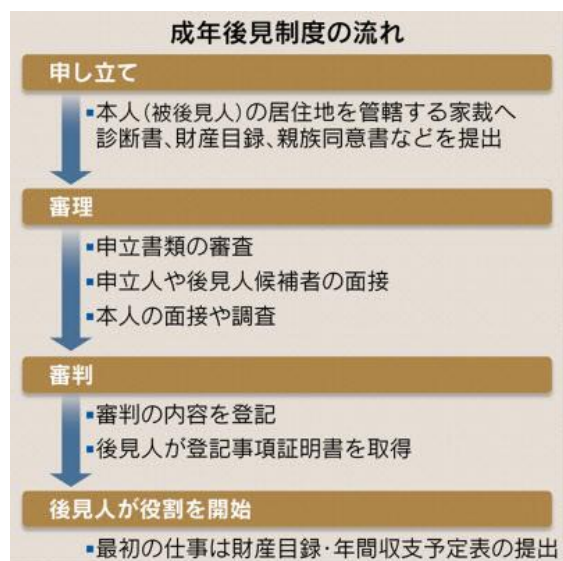
成年後見制度を巡る弁護士や司法書士など専門職による着服などの不祥事に歯止めがかからない。2014年の被害は計5億6千万円に上り、今年も悪質な事件が次々に明らかになっている。不正を防ぐチェック体制の甘さを指摘する声も多く、裁判所や弁護士会、司法書士会は防止策を講じ始めている。

日本経済新聞 2016年4月28日

認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度の利用申し立ては昨年1年間で3万4782件で、過去最多だった。しかし、利用者は累計約19万人と推定約460万人とされる認知症高齢者らの数に比べ大幅に少ない。弁護士など専門家による財産の横領などの不正も過去最多となり、制度の改革が急務となっている。

#### ■成年後見制度とは

（法定成年後見制度は）認知症や精神障害、知的障害で判断能力が低下した人に代わり、法定



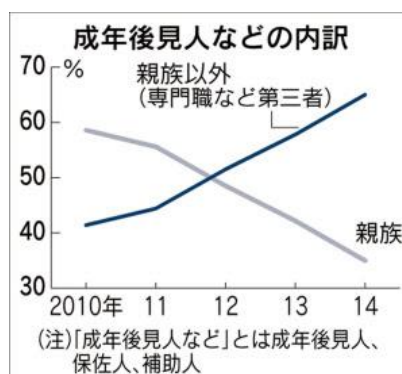
監視強化のため、東京家裁は14年末ごろから、専門職の後見人が一定以上の財産を預かる場合に、別の弁護士などの「監督人」を付けるようになった。従来は専門職以外の親族などが後見人となり、財産管理に不安が残る場合などに付けることが多かった。

不正を防ぐため、普段使わないお金を信託銀行に預け、家裁の指示なしではまとまった額の払い戻しが受けられない「後見制度支援信託制度」が12年にスタート。利用件数は右肩上がり、昨年1～10月で5274件と、前年1年間の2754件を大きく上回った。

### ■普及へ見直し急務

政府は認知症の高齢者など判断能力が低下した人のための成年後見制度を大幅に見直す。

まず後見人らの権限（職務）を拡大する。「死後事務」と被後見人宛ての「郵便物の管理」を法定化する。



成年後見制度の見直しのポイント		
項目	概要	経過・予定
後見人の権限拡大	死亡した被後見人の火葬・埋葬に関する契約の締結など	民法と家事事件手続法の改正で実現へ
	被後見人への郵便物の開封を含む管理	
被後見人の権利制限の見直し	被後見人への医療行為の同意権付与	・利用促進法施行後3年以内をメドに検討
	企業の取締役や公務員などの資格制限の見直し	・内閣府に利用促進会議(会長は首相)を設置
制度の利用促進と不正防止の取り組み	後見人のなり手不足の解消	・利用促進基本計画の策定・実施
	後見人への監督体制の強化	

さらに「被後見人の権利制限の見直し」「制度の利用促進と不正防止の取り組み」への対応が進む。

### ■任意後見や家族信託も選択肢

「任意後見制度」は、依頼者本人があらかじめ任意後見人を誰にするか決めて2人が契約し、いざというときに備える制度です。この契約を「任意後見契約」といい、公証人の公正証書で作成します。任意後見制度では、契約後、本人の判断能力が不十分となったときに、家庭裁判所に対して所定の申し立てをし、本人が同意すれば後見が開始します。

後見制度は遺言を台無しにしてしまう恐れがあります。Sさんはどのような事前の対策をとれば良かったのでしょうか。わたしの考えはこうです。まずは、「任意後見制度の活用」です。

もう一つの方法は「家族信託の活用」です。すべての不動産と金融資産を信託財産として、AさんかBさんに信託する方法もありました。信託契約を結べば、信託財産はSさん本人の

ものでなくなるため、成年後見人の手の届かないところに移されます。後見人による不動産の任意売却などはできなくなるのです。

## 今こそ、親族後見人に対する教育と支援を 弁護士 遠藤英嗣

日本経済新聞 2016年4月29日

4月8日、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が成立しました。2000年に始まった成年後見制度は利用者の低迷や制度の硬直化などが指摘されています。新法では利用促進会議を設置し、3年をメドに成年後見制度のあるべき姿を考え、利用促進基本計画を立てるとしています。今回はこの促進会議の中でぜひ、検討してほしい課題を取り上げたいと思います。「親族後見人の支援」です。

### ■親族後見人へのサポートはない

成年後見制度が始まって16年間、親族後見人は何の支援も得られず放置されてきた結果、

成年後見人として不適格だという烙印（らくいん）を押されてしまったように思います。制度の発足当時は選任される成年後見人の9割以上が親族後見人でしたが、いまでは4割以下です。

私は、昨年までの10年間、公証人として任意後見契約の作成に携わってきましたが、親族後見人については「暗中模索の中で孤軍奮闘している」という印象しか持てませんでした。親族が後見人（成年後見人や保佐人等）に選任されても、計画的な教育や組織的な支援を受けることができないからです。

弁護士や司法書士などの専門職後見人の場合は、後見人の選任（家庭裁判所への登録）を受けるために、所属団体による基礎研修や更新研修を受け、実務能力に磨きをかけます。所属団体には相談コーナーもあり、迷いがあれば支援指導を受けることができる体制もあります。

しかし、家族など親族後見人に対するサポートシステムはまったくありませんでした。

#### ■市民後見人は手厚い研修

特に大事なのが就任時の初期研修制度だと思います。親族後見人については、本人の財産を着服するなどの不正が多発したことが指摘されていますが、その原因の一つはここにあると考えています。

成年後見制度は「親族後見人」と「第三者後見人」によって支えられています。そして、第三者後見人として国が養成・支援に本腰を入れているのが「市民後見人」です。この市民後見人に対しては50単位にわたる養成研修が行われます。内容は成年後見制度そのもののほか、民法（家族法）、介護保険制度、認知症の知識など後見人に必要な様々な事柄を学ぶのです。

2、3時間程度、ビデオを視聴したら終わりというものではありません。研修の中では成年後見人としてのあるべき姿、任務の内容、責務と倫理観などを体得してもらいます。私もしばしば任意後見制度などの講師を務めていますが、その中で任意後見人は裁判所に間接的に監督を受ける「公人」であることを自覚するよう申し上げています。

ところが、親族後見人には就任後のサポートもなく、中間研修（フォローアップ研修）もほとんど行われていません。裁判所によってはビデオなどで研修が行われていますが、市民後見人のために用意されたカリキュラムにある研修内容には程遠いものです。

今回成立した成年後見制度利用促進法にも成年後見人の育成と支援が盛り込まれました。私は、市民後見人の仕事を支える枠組みの中に親族後見人も組み込み、地域で支えるべきだと考えています。

#### ■任意後見人への教育・支援もなし

任意後見人になると状況はさらに悪くなります。

任意後見制度はあらかじめ、本人の判断能力が十分うちに将来、後見人に就任してもらう人（任意後見受任者）と公正証書で任意後見契約を締結して、認知症などを患い判断能力が不十分になったときに備えておくというものです。そして、本人が運悪く判断能力が不十分になったときには、家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任を申し立て、後見事務を開始します。

任意後見人（任意後見受任者）の大半は家族、親族です。現行の法律では任意後見契約の締結後、任意後見受任者が後見事務について教育や支援を受けられる制度設計にはなっていません。

任意後見制度は現行の後見制度の中で、最も本人の意思を尊重し、その思いを実現できる制度であると思うので、私は多くの人にこの任意後見契約を勧めてきました。しかし、今回成立した成年後見制度利用促進法を見ても、任意後見制度は重要視されておらず、蚊帳の外に置かれそうであり、私はそれを危惧しています。

適当な相談窓口がないため、本人が認知症になって後見事務が必要になっても、任意後見受任者はどうしたらいいのかわからず、困っているのが実情です。公的な相談窓口を設け、任意後見開始の申し立てなどについての的確なアドバイスし、支援する仕組みが必



要です。

現状では、窓口はあるにはありますが、多くの方が敷居が高いと避ける家庭裁判所にしかありません。裁判所も個々の相談に応じることができるほど余裕はないのが実情なのです。

いまや、地域の支援や地域力で後見制度の担い手を養成・支援する仕組みが不可欠の時代です。市民後見人のための養成機関の対象者の中に、親族後見人や任意後見人、さらには任意後見受任者を入れ、社会全体で親族後見人、市民後見人を支援し、高齢者の権利を守るこそが大事なのです。

新法の下で立ち上がる利用促進会議では、これらのことを積極的に課題として取り上げ、広く高齢者の権利が守られる制度設計ができることを期待しています。的確な教育と支援体制を築くこそが、親族後見人の後見人としての資質と倫理観を培い、不正のない成年後見制度の実現に大きく寄与すると確信しています。

**遠藤英嗣（えんどう・えいし）** 1971年法務省検事に就任。高松地方検察庁検事正などを歴任し、2004年に退官。05年公証人となり、15年に退官。公証人として作成した遺言公正証書は二千数百件に及ぶ。15年に公証人を退官し弁護士登録。日本成年後見法学会常務理事を務めるほか、野村資産承継研究所研究理事として税務の専門家と連携して、資産の管理・検証などを研究する。主な著書に「増補 新しい家族信託」（日本加除出版）、「高齢者を支える市民・家族による『新しい地域後見人制度』」（同）などがある。



#### 段ボールで被災地支援 東大阪の中小企業団体

大阪日日新聞 2016年4月29日

いまだに余震が続き、避難所生活を送る熊本地震の被災地に28日、間仕切り用段ボールといった支援物資が贈られた。物資を贈ったのは、“ものづくりのまち”東大阪市の中小企業経営者ら22人でつくる団体「創遊夢（ソユウム）」（駒林廉弘代表幹事）。メンバーらは「義援金ではなく、東大阪としてできることをしたい」といい、今後も支援を継続する考えだ。

創遊夢が行う被災地支援は2011年の東日本大震災に続いて2回目。グループのメンバーで、段ボールケースや紙器の製造販売を手掛ける「マツダ紙工業」（東大阪市衣摺5丁目）の松田和人社長（53）が、避難所生活でのプライバシー確保を目的に自立式の間仕切りなどを開発、メンバーらが被災地に持参した。

今回の支援は、松田社長（53）が、段ボール製のベッドや女性用更衣室など同社製品への要望を、インターネット上で募ったのがきっかけだった。被災地で必要とされるものをピックアップ。創遊夢のメンバーらの義援金で必要なグッズを製造し、被災地に届けることになった。

**段ボール製のベッドや間仕切りを被災地へ贈るメンバーたち＝28日午後、東大阪市衣摺5丁目**

送り出した支援グッズは、間仕切り1710枚、ベッド25台、更衣・授乳室5台など。4トントラックで福岡県まで運んだ後、熊本市東区の避難所2カ所のほか、宇城市の20カ所に届ける予定だ。

この取り組みについて、駒林代表幹事（69）は「ものを送ることで、どこに届いたか分かりやすく、やりがいが出てくる」。東日本大震災での経験から、避難所でのプライバシーの重要性を痛感したという松田社長も「多分、これだけでは足りない。メンバーでやることで、支援を続けることができる」と話していた。



**社説：貧富の格差は正さねば 民衆とマネー資本主義** 中日新聞 2016年4月30日

若者や弱い立場の人々を苦しめている貧富の格差。それを正そうという新たなうねりが日本はもちろん、先進国で広がり始めています。

重厚な低音の声優として活躍した大平透さんが先日、八十六歳で亡くなりました。白黒テレビに子どもたちがかじりついたころはスーパーマン。バブル経済が崩壊した一九九〇年代にはテレビアニメ「笑ゥせえるすまん」、喪黒福造の不気味な語りが印象的でした。

曰（いわ）く「この世は老いも若きも男も女も、心のさみしい人ばかり、そんな皆さんの心のスキマをお埋めいたします…」

### 広がる心のすきま

三年前の二〇一三年、忘れていたこのせりふを呼び覚まされる事件がありました。人気漫画「黒子のバスケ」を並べる書店や関連イベントの会場に脅迫文を送り付けた容疑で、三十六歳の派遣社員の青年が逮捕されたのです。

希望の進学がかなわず、年収が二百万円を超えたことがないという青年は裁判で「手に入れられなかったものをすべて持っている作者のを知り、人生があまりに違いすぎると愕然（がくぜん）とした」「負け組に属する人間が、成功者への恨みを動機に犯罪に走る事件は、今後の日本で頻発するかもしれない」と述べたのです。

バブル崩壊後、企業のリストラがすすみ、非正規でしか就職できなかった若者に広がる失望、無力感、そして妬（ねた）み…修復できないほど広がった心のすきまとは社会の断裂ではなかったでしょうか。

あの事件から三年。止まらない格差の拡大は社会の大きな課題となり論議が広がっています。国内はもちろん、米国でも欧州でも。

九一年に冷戦が終結してから二十五年。当初は独裁や全体主義に対する民主主義の勝利と称賛されました。ところがリーダーの米国をはじめ民主主義の先進国で貧富の格差がどんどん広がります。

膨張するマネー、資本の力は「冷戦に勝利したのは民主主義ではなくて資本主義…」とさえ言われるようになりました。その金融資本主義も〇八年のリーマン・ショックで力を落とし、今、二つの壁に見直しを求められています。

### パナマ文書は警告する

ひとつは長期停滞の可能性です。資本主義は発展するにつれて欲望が飽和し、収益のあがる投資先がなくなって長期停滞する一かつて経済学者のケインズはこう指摘しました。最近では資本主義の終焉（しゅうえん）論も耳にします。

もうひとつは格差に立ち向かい、不公正を正そうとする民衆からのうねり、新たな波です。

格差社会の象徴になった米国の大統領選挙では、格差と不公正の是正を訴えるサンダース候補が支持を集めています。その主張のひとつが「大銀行解体論」です。

大銀行に集まる巨額のマネーは少しでも利益のあがる投資先を求めて世界のあらゆる商品、市場を投機の対象に右往左往し、時に破綻し、暮らしの土台である経済を根底から揺さぶります。巨大銀行を分割して金融バブルを防ぐのが解体論の狙いです。米国の中央銀行のひとつ、ミネアポリス地区連銀の総裁も同じ考えを表明するなどウォール街も無視できない動きになりつつあります。

不公正を正す動きも出てきました。富裕層の脱税の抜け道になっているタックスヘイブン（租税回避地）の実態を暴く「パナマ文書」です。

新たなうねりは日本でも見え始めています。

バブル崩壊から二十年の〇九年、民主党が掲げた「コンクリートから人へ」は多くの共感と期待を集め、政権交代が実現しました。新政権は未熟で、国民の期待は失望に変わり、自公政権が復活。企業収益重視の旧来型の政策で経済を立て直そうとしますが、消費が伸びず行き詰まっています。

そのはずです。格差が広がれば富める者はもう買う物がなくなり、貧しいものは節約するしかないのですから。

### 人への投資はだれが

格差是正を求める声が高まる中、国民の審判を受ける参院選挙を前にした安倍晋三首相は、同一労働同一賃金や介護、保育士の給与引き上げなど人への投資を重視した政策へと転換せざるをえなくなっています。

「笑ゥせえるすまん」では、客は心のすきまを埋めてもらう代わりに交わした喪黒福造との約束を守れず、家庭が崩壊したり犯罪に走るといふ悲劇の結末を迎えます。人間の弱さ、愚かさを浮き彫りにするストーリーです。

でも格差と不公正が生み出す心のすきまは私たちの手で、社会の力で埋めなければなりません。埋めることはできるはずですが、それは民主主義の力であり、政治を動かす力でもあります。

### <社説>租税回避地 合法であることが問題だ 琉球新報 2016年4月30日

タックスヘイブン（租税回避地）に関する「パナマ文書」の衝撃はさめやらない。むしろその闇の深さが一層浮き彫りになりつつある。

日本人や日本企業が関係する租税回避地の法人が少なくとも270社に上ることが新たに分かった。

文書に登場する企業や個人は一様に合法性を強調している。だがオバマ米大統領が述べた通り、合法であること自体が問題なのだ。

誰もが使える制度ならまだしも言い訳が立つ。だが海外に形だけの法人を設立するといったことは相当な資金がいる。誰もができることではない。

租税回避地の多くは英国の海外領だ。金融取引にはもともと不正や暴走を防ぐ幾多の規制がある。だがサッチャー政権時の英国の「金融ビッグバン」は、オフショア市場つまり海岸線より外での取引には規制を取り払った。租税回避地への税逃れが急拡大したのはその結果だ。

その新自由主義的金融の行き着く先が2008年のリーマンショックだった。加担した銀行・証券会社には公的資金が注入された。

高額所得者や大企業は合法的に税金を逃れられるが、中低所得者は厳格に徴税される。一部銀行は租税回避地を使って金を呼び込んだが、その投機が暴走しても救済される。投入されるのは税金だ。負担はいつも庶民である。これでは社会への信頼感は霧消しよう。

文書は、漏えい元のパナマの法律事務所が当局からの照会に虚偽回答したり、情報を書き換えたりして顧客の情報を隠していた事実も暴いた。租税回避と犯罪やテロとの関わりを示唆する事実である。問題にしないのがおかしい。

だが日本政府の反応には驚く。菅義偉官房長官はすぐさま、政府としての調査は「考えていない」と述べた。解明の機運に水を差し、税逃れの放置を宣言したのだ。

タックス・ギャップ（本来納付されるべき税金と実際の納付税額との差）について米国内国歳入庁は、01年で3450億ドル（約38兆円）に上ると推計した。だが日本政府は推計せず、するつもりもないと答弁する。社会の公正性確保にこれほど後ろ向きな「民主国家」も珍しい。

税逃れを防げば多額の税収を確保できよう。消費増税が必要か否かの論議にも直結する。租税回避を許さぬ法を整備すべきだ。今年の先進国首脳会議で厳格な規制への合意を取り付けるべきであろう。

### 「パナマ文書」20万社以上の企業情報を公開へ 読売新聞 2016年04月27日

【ワシントン＝山本貴徳】「パナマ文書」を分析している「国際調査報道ジャーナリスト

連合」(ICIJ、本部・米ワシントン)は26日、タックスヘイブン(租税回避地)に設立された20万以上にのぼる会社などの情報を5月9日午後2時(日本時間10日午前3時)にホームページ上で公開することを明らかにした。

ICIJはパナマの法律事務所から流出した2・6テラ・バイトもの膨大なデータを手に入れている。今回、公開する情報には、企業名や株主、役員名など会社の基本情報が含まれるとみられる。各国の税務当局による調査の端緒になる可能性がある。ただ、電子メールや銀行口座番号などの個人情報には公開しない。

日本の星野次彦・国税庁次長は26日の衆院財務金融委員会で、「(パナマ文書について)関心を持って見ている。課税上の問題が認められれば税務調査を行うことになる」との見解を示した。

### 【パナマ文書の衝撃】租税回避地は「必要悪」？ パナマは「劣等生」

産経新聞 2016年4月28日

【ニューヨーク 松浦肇】中米パナマの法律事務所から流出した顧客資料「パナマ文書」の問題で、欧州を中心にタックスヘイブン(租税回避地)への批判が強まっている。ただ、米国人の大物が今のところリストに登場していないこともあり、米国内ではやや盛り上がり欠ける。温度差の理由を探ると、「経済」と「歴史」に突き当たり、租税回避地は「必要悪」との見方も聞かれる。

法曹教育で知られるニューヨークの米法務協会(PLI)が20日、パナマ文書に関する勉強会を実施した。激務の弁護士を相手にするPLIでは通例、年初に年間予定を組むのだが、パナマ文書が世界的に話題になっているため、関連の勉強会を急遽(きゅうきょ)組んだ。

論点としては、政治化した背景、ハッカー対策、メディアに顧客情報が漏れた場合の対応など。資本を呼び込むために非課税または低税率を導入している租税回避地に対する否定的なコメントは聞かれなかった。

中世に禁止されていた教会への不動産贈与や遠征した十字軍の兵士が生前贈与する手段として、非課税の信託が考案されたのが、租税回避の発祥である。こうした節税を売り物とする国や地域が台頭したのは20世紀のことだ。

原因を作ったのは米国である。1950-60年代の米国はドルの国外流出を規制。一方で、基軸通貨に対する需要は強く、米国外で「ユーロ・ダラー」と呼ばれるドルの資金調達市場が生まれた。戦後のブレトンウッズ体制で米国に金融覇権を奪われた英国などが、ユーロ・ダラー市場を積極誘致。カリブ海などで「オフショア」と呼ばれる飛び地の領土を利用し、取引にかかる税金を減免した。

活用したのは米国資本を中心とする多国籍企業だ。主権国家が集まる国際社会では、各国で税制や税率が異なる。国境をまたぐ企業内取引の二重課税を防止し、連結納税を最小化するために租税回避地が利用された。

現在も、時価総額の大きい順に米企業を並べると、アップルなど上位企業のすべてが何らかの形で租税回避地を利用している。金融界でも年金などが運用する証券化商品や保険の新商品開発に使われている。「租税回避地そのものは、必要な機能」(スイスの投資会社ドゥヴェールのナイジェル・グリーン最高経営責任者)なのだ。

パナマを租税回避地として誕生させたのも米国である。カリブ海と太平洋をつなぐ地政学的重要性に注目した米政府は、20世紀初頭にコロンビアの州だったパナマを独立させた。すると、パナマ運河に利権を持っていた米国の銀行が進出し、船舶登録など租税回避地として栄えた。冷戦終結後、パナマにおける米国の軍事的な影響力が低下した分だけ、米銀も事業を縮小したが、租税回避地としての機能だけは残った。

高い匿名性が確保される租税回避地だが、大半の当局の問い合わせに答える義務を自ら課している。

ところが、パナマの場合、全世界で40以上ある租税回避地の中でも情報開示の悪い部類に入る。資金移動を監視する法律も緩く、国際通貨基金（IMF）からも「資金洗浄やテロ資金流用への対策が不十分だ」と批判されてきた。80年代は麻薬カルテルによる資金洗浄が問題になっており、パナマは租税回避地の「劣等生」だったのだ。

むしろ防ぐべきは、不正蓄財といった違法行為との指摘は多い。世界連邦政府や単一税制を定めた多国間の租税条約ができない限り、租税回避地は法と経済の隙間を埋める必要悪として存在し続けるだろう。

**社説 [母子生活支援施設] 貧困防止の「砦」増設を** 沖縄タイムス 2016年4月30日  
子どもの貧困対策の視点から、母子世帯の貧困防止の砦（とりで）となる「母子生活支援施設」の増設を求める声が高まっている。

かつて母子寮という名で呼ばれていたこの施設は、経済的に立ち行かなくなったり、夫の暴力から逃れたりした母子が暮らす児童福祉法に基づく施設だ。

児童福祉施設でありながら母親も一緒に入所できる特性を生かし、就労や子育て、学習支援、心のケアなどに取り組み、母と子の自立を後押ししている。

子どもの貧困の現状を把握しようと翁長雄志知事が27日、県内に三つある母子生活支援施設の一つ「那覇市母子生活支援センターさくら」を視察した。

現在、さくらには定員いっぱいの20世帯54人が入所。夫からの暴力を理由とする入所が65%と全国より15ポイント以上も高く、母親の半数が10代で出産しているのが特徴的という。

當眞郁子施設長が近年の傾向として指摘するのは、母親の65%が母子家庭で育つなど「世代間連鎖の明確化」と、料理ができない、子育ての基本が分からないといった「養育能力の低下」である。

さくらでは学習ボランティアの協力を得ながら、入所する子どもの高校進学に力を入れている。最初から高校には行かない、あるいは行けないと考えている子が多いからだ。

母親を支えながら、子どもの育ちを保障する取り組みは、貧困や虐待の連鎖を断ち切る有効な支援となっている。

母子生活支援施設は2014年10月時点で全国に243カ所。県内は那覇市のほか、浦添市と沖縄市に開設されている。

児童福祉法は戦後間もなく1947年に制定されるが、沖縄に母子生活支援施設ができたのは復帰後のことである。

子どもが安心して育つ場である施設整備の遅れと、3人に1人という深刻な子どもの貧困は無関係ではない。

4月にスタートした県子どもの貧困対策計画には、ひとり親家庭への自立支援として「母子生活支援施設の設置促進」が盛り込まれている。

母子世帯割合が全国一高く、ひとり親家庭の相対的貧困率が6割近くに上り、10万人当たりのDV相談件数が全国3位という状況を考えれば、母子生活支援施設が県内に3カ所しかないというのは心細い。

翁長知事との懇談で當眞施設長が要望したのは、増えるニーズに対応するため、民間アパートなどを利用したサテライト型（小規模分園型）施設の整備である。

支援の必要度合いによって、母子生活支援施設とサテライト型に分ければ、制度からこぼれ落ちる人を救うことができる。

県ひとり親世帯等実態調査によると、母子世帯の母親の年間就労収入は155万円。シングルマザー向けに家賃負担が少なく、子育てを支え合うシェアハウスという選択肢も用意したい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

